

国立大学法人京都大学監事監査規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(監事の業務支援)</p> <p>第8条</p> <p>2 総長は、監査に関する業務を支援するため、監事支援室に必要な職員を置くものとする。</p> <p>3 監事は、必要と認めるときは、総長の承認を得て、前項の職員以外の職員に監査に関する業務の支援を求めることができる。</p> <p>4 } (略)</p> <p>5 }</p> <p>(中 略)</p> <p>(文部科学大臣への報告)</p> <p>第17条 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を総長(当該役員が総長である場合にあつては、総長及び総長選考・監察会議)へ報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>(中 略)</p> <p>(重要な会議への出席)</p> <p>第19条 監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会、総長選考・監察会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(本学の業務等の調査)</p> <p>第22条 監事は、いつでも、役員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(監事の業務支援)</p> <p>第8条 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 監事は、必要と認めるときは、総長の承認を得て、前項の職員以外の者(学外者を含む。)に監査に関する業務の支援を求めることができる。</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 }</p> <p>(文部科学大臣への報告)</p> <p>第17条 監事は、役員若しくは運営方針委員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を総長(当該役員が総長である場合にあつては、総長及び総長選考・監察会議)及び運営方針会議へ報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>(重要な会議への出席)</p> <p>第19条 監事は、<u>運営方針会議</u>、役員会、経営協議会、教育研究評議会、総長選考・監察会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(本学の業務等の調査)</p> <p>第22条 監事は、いつでも、役員、運営方針委員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況の調査をすることができる。</p> <p>附 則 (令和6年達示第60号)</p> <p>この規程は、令和6年10月1日から施行する。</p>